

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：金ヶ崎町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.4%
全職員	72.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	98.9%
本庁課長補佐相当職	97.3%
本庁係長相当職	99.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	95.4%
26～30年	97.6%
21～25年	100.1%
16～20年	96.1%
11～15年	90.9%
6～10年	93.5%
1～5年	86.5%

【説明欄】

- ・医師は本公表資料の算定から除外している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員について、女性の割合が73.2%であり、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・国及び県等の他機関からの「任期の定めのない常勤職員」としての出向等については、調査要領に基づき、当町における任用開始日以降の期間により算出していることから、勤続年数1～5年の区分において男女の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。